

社会福祉法人いわき市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわき市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員、会長が委嘱した委員、本会地区協議会設置規程第4条に規定する幹事及び同規程第8条に規定する福祉推進委員並びに地区協議会長が委嘱した委員をいう。
- (3) 役員等とは、理事、監事及び評議員等をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務先とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、地方公共団体の職員を兼務する役員等及び本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しないものとする。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与及び通勤手当
- (2) 非常勤役員及び評議員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員等に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、職員給与規程に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員等に対する報酬は、次の各号に掲げる職務（みなし決議を含む。）にあたった都度、支給する。
 - (1) 理事会・評議員会・監査の招集に応じて出席するとき
 - (2) 部会及び委員会等の招集に応じて出席するとき
 - (3) 幹事会・福祉推進会の招集に応じて出席するとき
- 3 別表第2に規定する会長の年額報酬は、当該年度の9月末日（同日が土曜日、日曜日又は祝日の場

合は、職員給与規程の規定に準じた日。以下本項において同じ。) 及び3月末日の2回に分けて支給するものとする。ただし、年度の途中において会長を辞任したとき又は就任したときは、その在職月数に応じて報酬を支給する。この場合において報酬を支給する日は、辞任したときは速やかに、就任したときは本項に規定する日とする。

4 前項各号の他、本会地区協議会設置規程第4条に規定する幹事及び同規程第8条に規定する福祉推進委員が職務として行う次の各号に掲げるものに対し、報酬を支給するものとする。ただし、他機関において報酬が支給される場合はこの限りではない。

- (1) 定款第18条第2項に規定する会長の代理として行事に出席するとき
- (2) 寄附を受納するとき
- (3) 招待に応じて他機関の行事に来賓として出席するとき
- (4) 地区事務局の要請により地区協議会主催の事業に出席するとき

5 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が本会の職務のために出張するときは、別に定める役員等費用弁償規程に基づき、費用を支給するものとする。

2 役員等が職務の遂行に当たって前項の費用以外の費用を要するときは、当該費用を支給するものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 社会福祉法人いわき市社会福祉協議会会長報酬規程
 - (2) 社会福祉法人いわき市社会福祉協議会常勤役員報酬規程

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（常勤役員の報酬等）

| 役職名 | 単位 | 報酬等の額 |
|------|----|----------------|
| 常務理事 | 年額 | 5, 000, 000円以内 |

別表第2（非常勤役員の報酬）

| 役職名 | 単位 | 報酬の額 |
|-----|--------|-----------|
| 会長 | 年額 | 600, 000円 |
| | 日額（出席） | 3, 000円 |
| | みなし決議 | 2, 000円 |
| 理事 | 日額（出席） | 3, 000円 |
| | みなし決議 | 2, 000円 |
| 監事 | 日額（出席） | 3, 000円 |
| | みなし決議 | 2, 000円 |

別表第3（評議員等の報酬）

| 役職名 | 単位 | 報酬の額 |
|--------------------------------|--------|---------|
| 評議員 | 日額（出席） | 3, 000円 |
| | みなし決議 | 2, 000円 |
| 会長が委嘱した委員 (次の委員を除く) | 日額（出席） | 3, 000円 |
| | みなし決議 | 2, 000円 |
| 情報公開審査委員 | 日額（出席） | 5, 000円 |
| | みなし決議 | 3, 000円 |
| 法人後見運営委員 | 日額（出席） | 8, 300円 |
| | みなし決議 | 5, 000円 |
| 地区協議会幹事及び福祉推進委員並びに地区協議会が委嘱した委員 | 日額（出席） | 1, 500円 |
| | みなし決議 | 1, 000円 |